

社労士とは何だ！



1. KRYラジオに出演させていただきました

去る6月14日、社労士としてではなく、**アンガーマネジメントファシリテーター**として、KRYラジオの「**ハッピーパラダイス**」という番組にゲスト出演させていただきました。緊張しました・・・。

以下、そのときの内容をKRYのアナウンサー青木さんがブログにまとめて下さいました。それを紹介いたします。～以下、KRYの「Happy☆Paradise ブログ」より、アナウンサー青木さんが書かれたブログを、そのまま引用いたします。

「ゲストは、怒りやイライラと上手く付き合う為の心理教育「アンガーマネジメント」の相談や研修を行うファシリテーター**國本豊**さん。

日常生活には、イライラする事がいっぱい。
納得いかない事を言われてイライラ。常識はずれな行動にイライラ。
忘れ物の多い自分にイライラ。



ありすぎる...いいえ、あってもしょうがないんです。怒ってはいけないのではなく、怒りやイライラの感情と上手く付き合うというもの。

まず、なぜイライラするのか。人によって「**～べき**」が違うからなんですって。ギャップがあるから、そのギャップにイライラ。ではそのイライラ、どうしたら抑えられるのでしょうか？

イライラ最大ピーク時間は、たった**6秒**！この時間を乗り切れば、売り言葉に買い言葉なんてなくなるかも。

- ・数字をカウントダウンしたり
 - ・何か1点を見つめたり
- 6秒を乗り越えて下さい。

あと、アンガーマネジメントという方法があるそうです。イライラした事、どう対処したかを書き留めるんだそうです。そうする事で自分を客観的に見られるそうですよ。」 引用ここまで

ラジオ出演自体、電話での出演含めて3回目だったのですが、何度やっても緊張します。でも、良い経験をさせていただき、本当に感謝の思いでいっぱいです。ありがとうございました！



*事務所便りの結びのページに、私が今まで登場させていただいた講演、メディア関係の実績を載せております。

←*緊張しましたが、厚かましくも、写真を撮っていただきました(^_^)

2. 本年10月から、企業型の確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられます

企業型の確定拠出年金の掛金には、拠出限度額（上限）が設けられていますが、その拠出限度額が、本年10月から、以下のとおり引き上げられることになりました。

	改正前	改正後
①企業型の確定拠出年金の加入者であって、次の②以外の者	月額 51,000 円	月額 <u>55,000 円</u>
②企業型の確定拠出年金の加入者であって、他の企業年金（確定給付企業年金など）に加入している者等	月額 25,500 円	月額 <u>27,500 円</u>

注. 従業員（加入者）の拠出を認めるマッチング拠出を採用している場合、次のようなルールがあります。

- 加入者の掛金を設定する場合、その額は、事業主の掛金を超えないようにする。
- 拠出限度額は、事業主の掛金と加入者の掛金の合計額に適用される。

☆ 確定拠出年金を導入している場合、掛金の額の引き上げが可能となりますが、規約の変更が必要となることにご注意ください（マッチング拠出の場合、上記のルールにも注意が必要です）。

[参考] 確定拠出年金とは？

○確定拠出年金は、事業主又は加入者が掛金を拠出し、その掛金（年金資産）を加入者が自己責任で運用し、その運用実績に基づいて給付額が決定される年金制度。毎月の拠出額（支払額）は確定していますが、給付額は流動的なことから、確定拠出年金と呼ばれています。

○個人型と企業型の2種類があります。

○加入者が転職した場合等に、自己の年金資産を、個人型の確定拠出年金又は他の企業型の確定拠出年金に移換することが可能です。

	○メリット○	×デメリット×
事業主側	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金の追加拠出義務は生じない ・退職給付債務に基づく会計処理は不要 ・税制上、事業主が拠出した掛金は、全額損金算入 ・設計の仕方によっては、社会保険料節減が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者ごとの詳細な資産運用の記録等の管理が必要 ・資産運用状況が良好であっても掛金は軽減できない ・加入者に対して投資教育が必要
従業員側	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者ごとの年金資産が明確 ・運用方法や資産構成割合を選択できる ・運用が好調であれば高い給付が期待できる ・税制上、加入者が拠出した掛金は、全額所得控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用成績により給付が変動するため、将来の退職後収入としての保障が劣る ・運用リスクを負う

☆今回の企業型確定拠出年金の拠出限度額引き上げの背景には、「貯蓄から投資への転換」の推進の観点に加え、「公的年金給付のスリム化」、「厚生年金基金の大幅縮小」に伴う受け皿制度の整備の観点からの要望が高かったことがあります。このような経緯から、政府が確定拠出年金制度の導入を推進していることが窺えます。実際に、退職金制度を廃止して、確定拠出年金に移行するケースも増えており、山口県ではまだまだですが、中小企業でも普及が進んでいるという特徴があります。



3. もらい損ねていませんか？正社員化助成金！

1人50万。15人まで助成

この時期は、今年半年の社員さんの働きぶりを見直す時期だと感じております。そして、今まで契約社員だったり、派遣で働いてもらっていた方や、パートさんを正社員にする場合、9・10月は、今まで非正規雇用だった方を「正社員化することが多い」時期でもあります。

厚生労働省では、2014年度からこの助成を拡充しました。企業様の負担増の一部を補助することで、安定雇用の増加を後押しするのが狙いです。非正規労働者の処遇を改善した企業様を支援する「キャリアアップ助成金」では、正社員にした場合、中小企業では1人当たり50万円が企業に支給されます（大企業は40万円です）。ただそのためには、事前にキャリアアップ計画を提出しておかないといけません。

すでにキャリアアップ計画を提出している企業様は、正社員化をするまでに就業規則の変更と届出が必要です。また、今後この制度をご検討いただく企業様には、計画届の提出をお勧めいたします。

また現在いらっしゃる方だけではなく、今後の雇入れに対して、一人前の仕事をできるようになった後に正社員となることを前提にした導入をすることもお勧めいたします。

*上記だけでなく、金額は低いですが「週25時間未満勤務のパートさんを、週30時間以上勤務に延長した場合」、1人あたり10万円（大企業は7万5千円）出るコースもあります。

4. 所長のひとこと～「生かされて百二歳」を読んで

先日、私が学んでいる倫理法人会の大先輩である、大久保あい子さんの「生かされて百二歳」を読みました。

- ・我が身にふりかかってくる苦難や与えられた運命から逃げない。まずは正面からそれらを「受け入れる」
- ・損得とか利害を忘れた働きに徹すれば徹するほど、幸福として必ず還ってくる等、印象に残る言葉が、たくさんありました。

私は、百歳まで開業社労士を目標に日々歩んでおりますが、大久保さんの考え方を、参考にしていきたいです。



くにもとゆたか

國本 豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820-24-6886 FAX 0820-24-6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

☆公的活動

- ・アンガーマネジメントファシリテーター
- ・柳井商工会議所青年部所属
- ・柳井商工会議所中小企業支援センターコーディネーター
- ・柳井市倫理法人会幹事 等

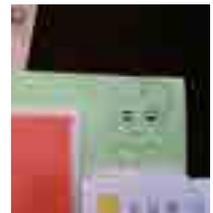
御相談、お待ちしております！



☆講演、メディア出演等

- ・KRYラジオ「おはようKRY」電話出演（平成20年3月）
- ・ " " 「ハッピーパラダイス」出演（平成26年6月）
- ・FM山口「ザ・ムーブマン」に出演（平成21年11月）
- ・柳井ライオンズクラブにて講演（平成22年11月）
- ・柳井市倫理法人会モーニングセミナー講話（2回）
- ・社会保障について朝日新聞のインタビューを受ける（平成24年12月、平成25年4月）
- ・柳井間税会にて講演（平成25年6月）
- ・倫理法人会で講話（光・下松：平成25年6月、下関中央：平成25年8月、宇部：平成25年10月）
- ・柳井商工会議所青年日OB会&現役交流事業講師（平成26年2月）
- ・柳井中学校にて職業インタビューに講師の一人として参加（平成26年3月）

*生徒さんからのお礼の手紙に添えられていた、私の似顔絵です。似ていますか？→



当事務所は、主に以下の業務で、お客様のサポートをいたします（以下は、顧問先に対するサービス内容です）

・ **就業規則の作成**

（プロが作る就業規則です。会社の発展、リスク管理、そして社員さんの安心感につながる規則を作成します。もちろん法改正にも随時対応します）

・ **労働保険、社会保険手続き**

- 労働保険の年度更新事務（7月）
- 社会保険の算定基礎届（7月）
- 36協定の作成届出（定時）
- 1年単位の変形労働時間届（定時）
- 各種保険料の変更、控除額のお知らせ（随時）
- 入社・退職社員様に関わる保険関係届
- 年金相談
- 労災事故の手続き 等

・ **中小企業事業主様の、労災保険特別加入**

・ **情報発信、相談業務**

◇毎月1回人事労務ニュースを持参（又は発送）します ◇労働基準監督署の調査対応に協力します

◇土日祝日問わず雇用に関するお困りの電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします

◇給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします

◇御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します ◇御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します

